

第3節 意匠制度の概要

[1] 意匠制度の目的

意匠法は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的とします。特許法が自然法則を利用した技術的思想の創作を保護するのに対し、意匠法は、形状、模様、色彩といった視覚に訴える意匠の創作を保護します。

意匠法（昭和34年法律第125号）の目的は、同法において次のとおり定義されています。

（目的）

第一条 この法律は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

意匠の創作は、物品、建築物及び画像（以下「物品等」といいます。）のより美しい外観、より使い勝手のよい外観を探求する行為です。しかし、物品等の外観は目で見て理解することができ、他者の創作物であっても容易に模倣することができるため、オリジナルを模倣した意匠が流布すると、健全な産業の発達に支障が生じことがあります。

そこで、意匠制度は、新しく創作した意匠を創作者の財産として保護し、その利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的としています。

[2] 意匠登録を受けるためには

意匠登録を受けるためには、出願された意匠が、意匠法の定義する「意匠」であること及び意匠法が定めた意匠登録の要件を満たしていることが必要です。

1. 意匠法上の意匠とは（保護対象）（第2条第1項）

意匠法上の「意匠」とは、

- ・物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下「形状等」といいます。）
- ・建築物の形状等
- ・又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限られます。）

であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの、と定義しています。

保護対象となる意匠の例

乗用自動車



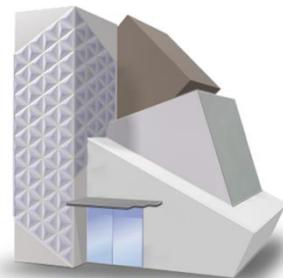
ヘッドマウントディスプレイ



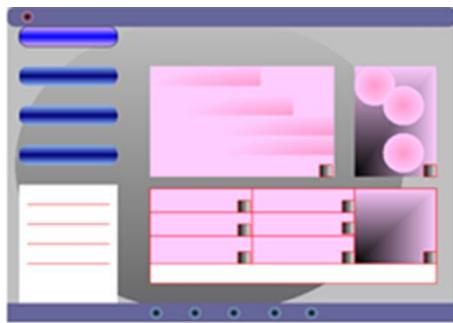
包装用容器



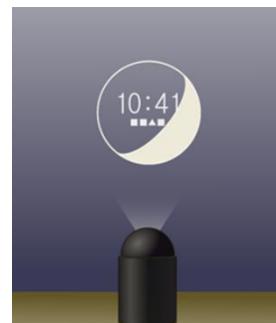
博物館



商品購入用画像



時刻表示用画像



2. 意匠の登録要件

出願された意匠が全て登録されるわけではありません。審査官が、意匠法上定められた意匠登録の要件について審査し、全ての要件を満たしたものだけが登録されます。

以下に、主な登録要件について御紹介します。

(1) 工業上利用できる意匠であること（第3条第1項柱書き）

意匠法は、産業の発達を目的に定められている制度ですので、意匠登録を受けるためには、その意匠が工業上利用できるものでなければなりません。具体的には以下のとおりです。

○意匠を構成するものであること

- ・意匠法上の物品、建築物又は画像と認められるものであること

物品：有体物のうち、市場で流通する動産

建築物：①土地の定着物であること ②人工構造物であること 土木構造物を含む

画像：①物品又は建築物の一部でないこと ②操作画像又は表示画像に該当すること

※物品又は建築物の表示部に示された画像は、物品又は建築物の部分として扱う

- ・物品、建築物又は画像自体の形状等であること

物品等そのものが有する特徴又は性質から生じる形状等をいいます。

- ・視覚に訴えるものであること

人の肉眼によって認識することができるものをいいます。

- ・視覚を通じて美感を起こさせるものであること

機能、作用効果を主目的としたものや、意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないものなどは、この要件に該当しません。

- ・物品等全体の形状等の中で一定の範囲を占める部分であること

○意匠が具体的なものであること

願書及び図面から、以下の内容が直接的に導き出せることが必要です。

- ・意匠に係る物品等の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ・意匠登録を受けようとする意匠の形状等

○工業上利用することができるものであること

- ・物品の意匠：同一のものを複数製造し得ること
- ・建築物の意匠：同一のものを複数建築し得ること
- ・画像の意匠：同一のものを複数作成し得ること

上記いずれの場合も、現実に工業上利用されていることを要さず、その可能性を有していれば足ります。自然物を意匠の主たる要素とし量産できないものや、純粹美術の分野に属する著作物などは、この要件に該当しません。

(2) 新規性（第3条第1項）

意匠登録を受けるためには、意匠登録出願前に出願の意匠と同一又は類似の意匠が日本国内又は外国において公に知られていないこと、すなわち、「新規性」を備えている必要があります。出願前に公に知られている意匠や、刊行物（意匠公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレットなど）、インターネット上に掲載されている意匠や、それらに類似する意匠は、新規性がないものとされます。

なお、意匠登録出願前に意匠を公開した事実がある場合、その意匠が自ら創作したものであったとしても、公開された意匠は新規性がないものと判断されます。

ただし、自らの行為に基づいて公開された意匠については、公開した日から1年以内に申出書面を添えて出願を行い（申出書面は、願書に必要な事項を追加することで省略可）、出願日から30日以内に自らの公開であるとの証明書を提出すれば、その公開によっては新規性が喪失しないものとして取り扱われます（新規性喪失の例外（第4条第2項及び第3項））。

(3) 創作非容易性（第3条第2項）

その意匠の分野について通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作できる意匠に対し、独占権（意匠権）を与えることは、産業の発達の妨げとなる可能性があります。よって、当業者であれば容易に創作できる意匠は、意匠登録を受けることができません。

(4) 意匠登録を受けることができない意匠（第5条）

各国元首の像や国旗、皇室の菊花紋章や外国の王室の紋章などを用いたもののように、公序良俗に反するもの及び他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれのあるものは、公益的な見地から意匠登録を受けることができません。

また、物品の機能を確保するために必然的に定まる形状のみからなる意匠、建築物の用途にとって不可欠な形状のみからなる意匠、又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠は、特許法・実用新案法によって保護されるべき技術的思想に当たるため、意匠法による保護対象から除外されています。

(5) 先願（第9条）

同一又は類似の意匠について二以上の出願があった場合には、最先の意匠登録出願人の出願（同日のものはいずれか一方）の意匠のみが意匠登録を受けることができます。

なお、この例外として、出願人が同じであることを条件として、類似する複数の意匠のうちから選択した一の意匠を本意匠とし、他を関連意匠として出願した場合には、類似する複数の意匠について意匠登録を受けることができます。（[4] ニーズに応じた意匠登録出願 4. 関連意匠参照）

(6) 一意匠一出願（第7条）

意匠登録出願は、原則として意匠ごとにしなければならず、また、意匠は物品等ごとに

成立するため、自動車と自動車おもちゃのように物品等が異なるものは、別々に出願する必要があります。ただし、複数の意匠について一通の願書により出願の手続を行うことは可能です（「複数意匠一括出願」といいます）。

なお、この例外として、「一組の飲食用具セット」などのように、同時に使用される二以上の物品については組物の意匠として、また、複数の物品や建築物、画像から構成される内装のデザインについては内装の意匠として、一つの意匠として出願できる場合があります（[4] ニーズに応じた意匠登録出願 2. 組物の意匠、3. 内装の意匠参照）。

（定義等）

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下「形状等」という。）、建築物（建築物の部分を含む。以下同じ。）の形状等又は画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。）であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2～3 （略）

（意匠登録の要件）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
 - 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
 - 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠
- 2 意匠登録出願前にその意匠の属する分野における通常の知識を有する者が日本国内又は外国において公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた形状等又は画像に基づいて容易に意匠の創作をすることができたときは、その意匠（前項各号に掲げるものを除く。）については、同項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

（意匠の新規性の喪失の例外）

第四条 （略）

- 2 意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠（発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項第一号又は第二号に該当するに至つたものを除く。）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした意匠登録出願に係る意匠についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。
- 3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至つた意匠が前項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面（以下この条及び第六十条の七において「証

明書」という。) を意匠登録出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同一又は類似の意匠について第三条第一項第一号又は第二号に該当するに至る起因となつた意匠登録を受ける権利を有する者の二以上の行為があつたときは、その証明書の提出は、当該二以上の行為のうち、最先の日に行われたものの一の行為についてすれば足りる。

4 (略)

(意匠登録を受けることができない意匠)

第五条 次に掲げる意匠については、第三条の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができない。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある意匠
- 二 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠
- 三 物品の機能を確保するために不可欠な形状若しくは建築物の用途にとつて不可欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとつて不可欠な表示のみからなる意匠

(一意匠一出願)

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。

(先願)

第九条 同一又は類似の意匠について異なる日に二以上の意匠登録出願があつたときは、最先の意匠登録出願人のみがその意匠について意匠登録を受けることができる。

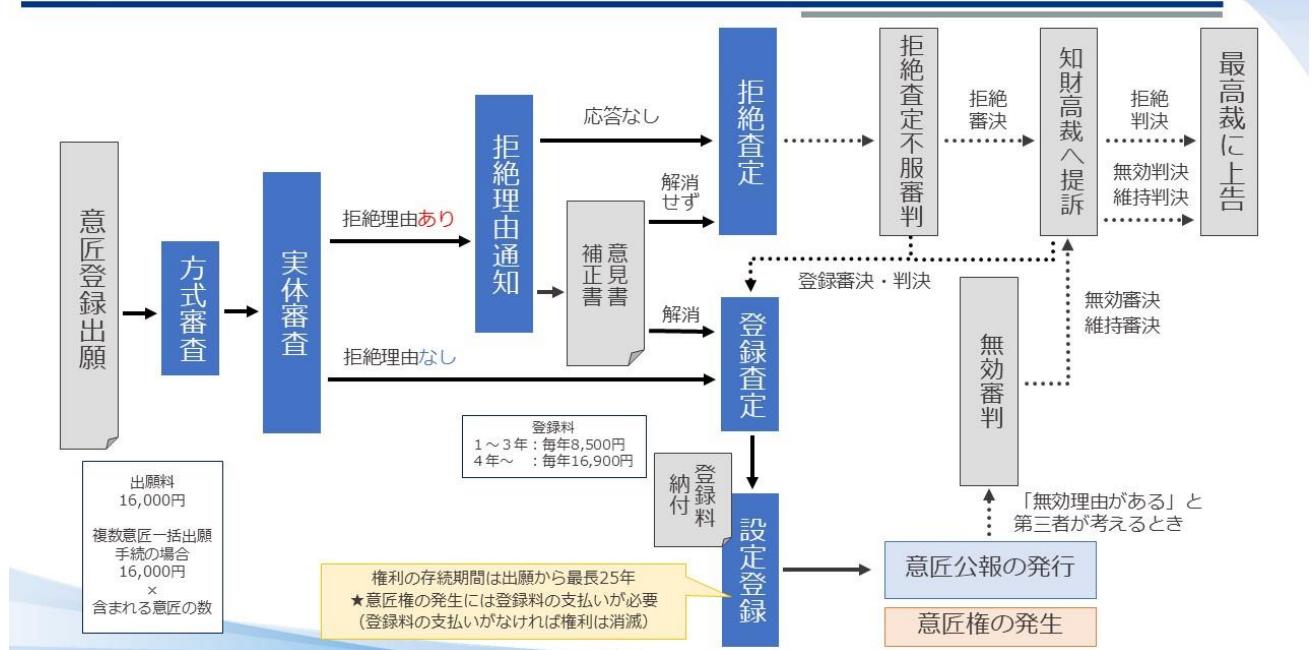
2～5 (略)

[3] 出願から意匠権取得までの流れ

意匠法には、審査請求制度がなく、原則として全ての出願が審査されます。審査の結果、拒絶理由のない出願については登録査定が通知され、特許庁に登録料を納付し設定登録が行われることで意匠権が発生します。意匠登録を受けた意匠は、意匠公報によりその内容が公開されます。

また、出願公開制度はありませんので、登録後に意匠公報が発行されるまで出願した意匠が公開されることはありません。

出願から意匠権取得までの流れ



1. 出願手続

(1) 出願前にすること

意匠登録出願をする際は、事前に公開されている意匠について先行意匠（意匠公報／公知意匠）を調査することをおすすめします。

① 同一の又は類似する公知意匠の調査

意匠登録出願以前にその意匠と同一の又は類似する意匠が公に知られている（公知）と、登録にはなりません。意匠公報に掲載されている意匠は全て公知意匠となりますので、意匠公報を事前に調査することで意匠登録の可能性がない意匠について知ることができます、出願書類作成にかかる時間や経費を軽減することができます。

また、自身の創作した意匠であっても出願前に公開された意匠は公知意匠となり、意匠登録を受けることができません。この場合、出願の際に「新規性喪失の例外規定」の適用

を受けるための手続（（2）参照）をすることで、拒絶理由に該当することを回避することができます（なお、公知意匠のうち、国内外の官庁が発行した特許公報・意匠公報・商標公報等に掲載されたものについては「新規性喪失の例外規定」は適用されません。）。

② 図面の事例調査

意匠登録出願をするには、所定の様式に従って、願書及び図面を作成して特許庁に提出（出願）する必要があります。意匠公報に掲載されている図面は、出願する方にとって図面作成の要領を学ぶ上で大変参考になります。意匠公報は、J-PlatPat で検索・照会できますので御利用ください。

※J-PlatPat の検索方法は、「第3章〔3〕特許情報プラットフォームを利用した特許情報の検索」を参照ください。

（2）出願に必要な書類等

意匠登録出願を行うには、願書と図面（あるいは代用の写真、ひな形、見本）を用意する必要があります。また、これらの書類に加えて、特徴記載書を提出することも可能です。出願前に出願人等により公開された意匠について「新規性喪失の例外規定」の適用を受けるためには、出願と同時に「新規性喪失の例外規定」の適用を受けるための申出書面（願書に必要な事項を追加することで省略可）を提出し、これに加え、出願日から 30 日以内に自らの公開であることの証明書を提出する必要があります。

意匠登録出願料は、1 件当たり 16,000 円です。複数の意匠について一通の願書により出願の手続を行う複数意匠一括出願（II 様式編 意匠（3）意匠登録願（複数） 参照）の出願料は、「16,000 円に、含まれる意匠の数を掛けた額」です。

（3）願書（II 様式編 意匠（1）意匠登録願 参照）

願書には、「意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所」、「意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所」を記載し、意匠に関する事項としては、「意匠に係る物品」の欄に「意匠に係る物品」「意匠に係る建築物の用途」又は「意匠に係る画像の用途」を記載し、必要な場合には、「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」の欄に説明を記載します。「新規性喪失の例外規定」の適用を受ける場合には、「整理番号」の欄の次（整理番号を記載しないときは「書類名」の欄の次）に「特記事項」の欄を設け、「意匠法第4条第2項の適用を受けようとする意匠登録出願」と記載することで、「新規性喪失の例外規定」の適用を受けるための申出書面は省略することができます。

① 意匠に係る物品

意匠に係る物品の欄には、その意匠がどのような物品、建築物の用途又は画像の用途に係るものであるか分かるように、例えば「机」や「いす」、「販売店」、「情報表示用画像」などのように具体的に記載します。

② 意匠に係る物品の説明

使用の目的、使用状態など、物品、建築物又は画像の用途及び機能についての理解を助ける説明を記載します。なお、意匠に係る物品の欄に記載した名称が、出願時にすでにそれらの物品等を表す一般名称として普通に使われており、使用の目的、使用状態などが明らかであるものについては、「意匠に係る物品の説明」の記載は不要です。

③ 意匠の説明

省略した図の特定や透明箇所を特定する表現など、意匠の理解を助ける説明を記載します。

(4) 図面の描き方 (II様式編 意匠 (2) 図面 参照)

立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもって記載します。例えば、正投影図法による六面図（正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図）や斜視図などを基本とし、必要に応じて、断面図や拡大図を加えます。また、図面（線図、CG図面）に代わるものとして写真、ひな形あるいは見本による出願も可能です。

（参考）

願書及び図面の作成方法と出願手続の詳細については、以下ページもあわせて参照ください。

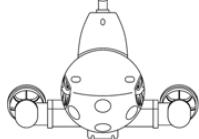
- [意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き](#)（特許庁 HP）
- [意匠登録出願等の手続のガイドライン](#)（特許庁 HP）

【意匠の図面】(図面の代替として、写真、ひな形、見本でも可)

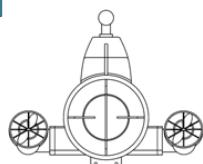
図面

- 立体を表す図面は、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもって記載します。CGで作成された図でも構いません。

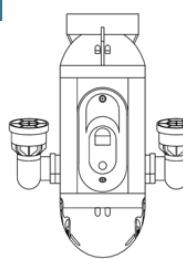
正面図



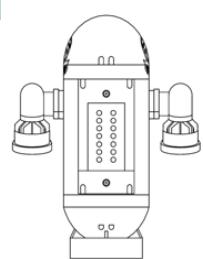
背面図



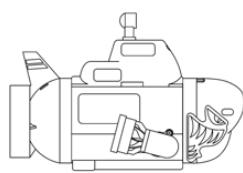
平面図



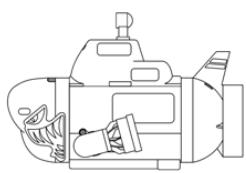
底面図



左側面図



右側面図



- ハンカチなどの平面的なもの（シート状の形態）の場合は、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図が基本となります。

表面図

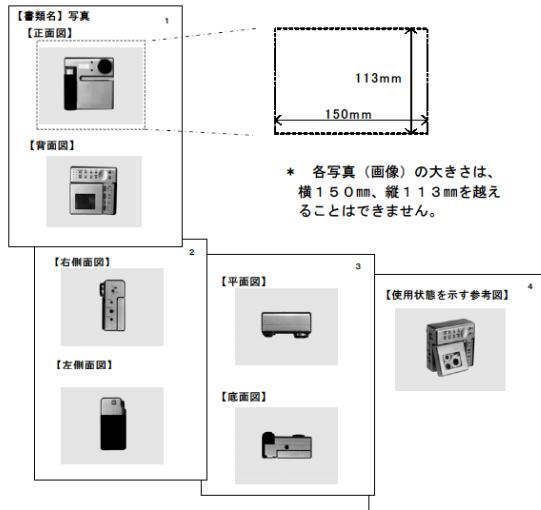


裏面図



写真

- 商品サンプルの写真でも出願する事が可能ですが、形態のあらわし方は図面の場合と同じです。



見本、ひな形

- 縦26cm、横19cm、厚さ7mm以下のものであれば、見本（実物）又はひな形を提出することも可能です。

(作成例)



- 薄い布地又は紙地の場合は、縦横それぞれ1m以下であり、7mm以下の厚さに折りたたんで所定の袋に收めることができます。

(5) 特徴記載書（II様式編 意匠（7）特徴記載書 参照）

出願人は、特徴記載書を提出し、出願意匠の創作の特徴について主張することができます（意匠法施行規則第6条）。

この特徴記載書は、願書の提出時だけでなく、査定までの間、いつでも提出することができます。

なお、特徴記載書の記載内容は、登録意匠の権利範囲に直接的な影響を与えるものではありません。そのため、特徴記載書の記載内容については、形式的チェック（字数、出願人名称など）のみ行われます。

(6) 新規性喪失の例外規定

意匠登録出願より前に公開された意匠は原則として意匠登録を受けることはできません。しかし、展示会、刊行物、ウェブサイトへの発表等によって自らの意匠を公開した後に、その意匠について意匠登録出願をしても一切意匠登録を受けることができないとすることは、創作者にとって酷な場合もあり、また、産業の発達への寄与という意匠法の趣旨にもそぐわないといえます。そこで、意匠法には新規性喪失の例外についての規定があり、意匠を公開した日から1年以内に申出書面を添えて出願を行い（願書に必要な事項を追加することで省略可）、出願日から30日以内に自らの公開であることの証明書を提出すれば、その公開によっては新規性が喪失しないものとして取り扱われます。また、令和6年1月1日以降の出願は、意匠登録を受ける権利を有する者（権利の承継人も含む）の行為に起因して公開された意匠について、最先の公開の日のいずれかの公開行為について証明することで、その日以後に公開した同一又は類似の意匠についても新規性喪失の例外規定の適用が受けられます。

（参考）

意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続は、以下ページでも御案内しています。

○[意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための手続について（出願前にデザインを公開した場合の手続について）](#)（特許庁 HP）

2. 実体審査結果への対応

出願が却下又は取下・放棄されたものを除いた全ての出願について、審査官による実体的な審査が行われます。

審査官は、登録要件を満たさない理由（第17条に列挙されています。）を発見したときはその理由を出願人に通知し、これに対して出願人の行う意見書の提出や出願書類の補正などの手続を経た上で、最終的には登録査定又は拒絶査定を行います。

（1）拒絶理由の通知への対応

拒絶理由通知書を受け取った後、これに対して出願人は意見書を提出することができます。意見書とは、審査官が判断した拒絶理由に対して反論を書いた書類をいいます。

例えば、新規性がないことを拒絶の理由とされた場合は、その意匠登録出願の前に公開された公知意匠などが引用されていますから、J-PlatPat で参照するなどして、自分の意匠がどのような点で引用意匠と異なっているのかについて具体的かつ論理的に述べます。また、公知意匠の組合せであり、創作容易であると指摘された場合には、その組合せを着想することが当業者にとって必然性がなく簡単には思いつかないものであり、自分の意匠は今までにない創作性の高い意匠であることなどを主張します（Ⅱ様式編 意匠（5）意見書 参照）。

なお、拒絶理由の引用意匠が、産業スパイ等により意匠登録を受ける権利を有する者（出願人、創作者等）の意に反して公開されたものであった場合には、意匠の公開日から1年以内に意匠登録出願を行っていれば、第4条第1項に規定する新規性喪失の例外規定の適用を受け、拒絶理由を回避することができます。この場合には、出願の際に申出書面や証明書を提出する必要はなく、拒絶理由通知に対して証拠を提出し、意見書で主張することができます。

また、手続の補正を行うことで、拒絶理由が解消される場合は、手続補正書（Ⅱ様式編意匠（6）手続補正書 参照）も意見書と一緒に提出することができます。例えば、関連意匠出願における本意匠との類似・非類似の関係が不適切な場合に、本意匠の表示を変更・削除する補正をします。

なお、同日に二以上の互いに類似する意匠をそれぞれ本意匠・関連意匠とせずに出願した場合は、長官名の協議指令と一緒に拒絶理由通知が発せられますが、この対応として、一つを本意匠と定め、他の出願を関連意匠にする場合、関連意匠にしたい出願に本意匠の表示を追加する手続補正書と一緒に提出します。

意見書の提出可能期間は、拒絶理由通知書を発送した日から、国内居住者であれば40日、在外者であれば3か月です。提出期限までに意見書を提出しなかった場合、審査官は出願人からの反論がなかったとして拒絶査定を行います。

（2）登録査定への対応

審査官による登録査定を受けたときは、登録査定の謄本の送達日から30日以内に特許庁に意匠登録料納付書の提出により登録料を納付します（第42条及び第43条）。これにより、意匠権の設定登録が行われ、登録番号が付与されるとともに、その内容が意匠公報に掲載されます（第1年分の登録料は8,500円。複数年分をまとめて支払うことも可能です。）。

秘密意匠については、意匠を記載した図面などは掲載されません。意匠を秘密とする時間が経過した後に、改めて図面などを掲載した公報が発行されます。

（3）拒絶査定への対応

拒絶理由通知に対して提出可能期間までに出願人から応答がない場合、又は提出された意見書や手続補正書によっても拒絶理由が解消されない場合は、審査官は実体審査の最終決定である拒絶査定を行います。

出願人は、この拒絶査定に不服がある場合、拒絶査定臘本の送達日から3か月以内に拒絶査定に対する不服審判を請求することができます（第46条）。

（4）意匠権の維持・消滅

意匠権は、設定登録時から発生し、毎年の登録料を納付することにより権利を維持することができます。権利の存続期間は意匠登録出願の日から起算して最長25年です。

（平成19年4月1日から令和2年3月31日までの出願は、設定登録の日から起算して最長20年。平成19年3月31日以前の出願は、設定登録の日から起算して最長15年。）

3. 意匠権の効力

意匠権者は、業として登録意匠又はそれに類似する意匠を実施する権利を専有するとされ（第23条）、意匠権の効力は、登録意匠に類似する意匠の範囲にまで及びます。そのため、原則として、無断で他人の登録意匠又はそれに類似する意匠を業として実施した場合には、その登録意匠についての意匠権を侵害することになります。ここでいう「業として」は、広く「事業として」の意味であり、営利目的に限らず、公共事業、公益事業も含まれます。

また、第2条第3項において、「実施」とは、

- ・意匠に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入（外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を含む。以下同じ。）又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- ・意匠に係る建築物の建築、使用、譲渡若しくは貸渡し又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為
- ・意匠に係る画像の作成、使用又は電気通信回線を通じた提供若しくはその申出（提供のための展示を含む。以下同じ。）をする行為
- ・意匠に係る画像を記録した記録媒体又は内蔵する機器（以下「画像記録媒体等」という。）の譲渡、貸渡し、輸出若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為と定義しています。

この定義の中で、「輸入」に含まれるとされる「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為」とは、例えば、インターネットショッピングにより、外国の事業者が日本国内の個人に対し、意匠権を侵害する商品を直接送付して販売するような場合が想定されます。

[4] ニーズに応じた意匠登録出願

意匠制度には、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠、飲食用のナイフ、フォーク及びスプーンのようなセットものの意匠を保護する組物、複数の物品や建築物、画像から構成される内装のデザインを保護する内装の意匠、一貫したデザインコンセプトに基づいた製品等のデザインを保護する関連意匠など、様々な出願の方法があります。

また、事業戦略上秘密にしておきたい意匠については、図面などの権利内容を一定期間秘密にできる秘密意匠があります。

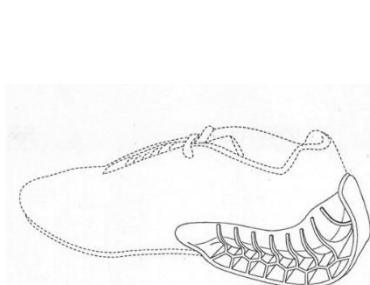
1. 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠

物品等の部分について意匠登録を受けることができます。物品等の全体から物理的に切り離せない部分であって、特にその部分にデザイン上の特徴がある形状や、物品等を全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような形状について意匠登録を受けたい場合に有効です（物理的に切り離せて、市場において独立して取引の対象となるものであれば、部品や付属品の全体意匠として登録が可能です。）。

また、例えば、全体はまだ具体的な創作が完成していないが、一部分についてはすでに具体的に創作が完成しているときに、その一部分を「意匠登録を受けようとする部分」として出願し、権利化する場合などにも活用できます。

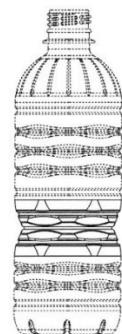
なお、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠においては、「意匠登録を受けようとする部分」が物品等全体の中のどこの部分であるかが分かるように表現する必要があります。その方法としては、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により、意匠登録を受けようとする部分を特定します（意匠法施行規則様式第6備考12）。

物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の登録例



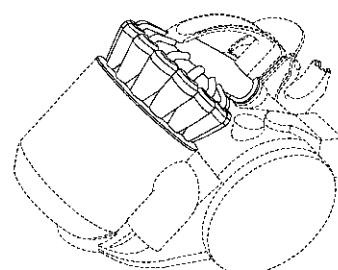
運動靴

登録第 1303974 号



ボトル

登録第 1329280 号



電気掃除機本体

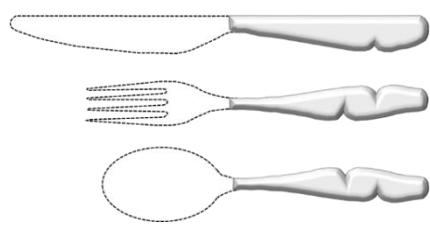
登録第 1364277 号

2. 組物の意匠

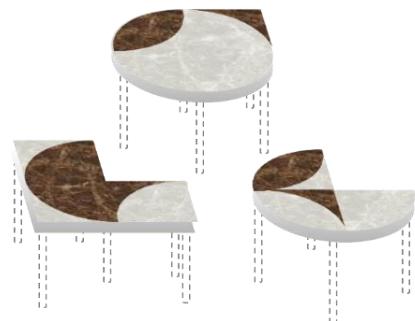
社会通念上、同時に使用される二以上の物品等であって、意匠法施行規則別表で定められた43品目のうち、任意の物品等に係る意匠で構成され、組物全体として統一感があるときは、組物の意匠として意匠登録を受けることができます（III参考編 5. 意匠 組物の構成物品等の例 参照）。

なお、組物の意匠の部分について、意匠登録を受けることもできます。

組物の意匠の例



一組の飲食用具セット



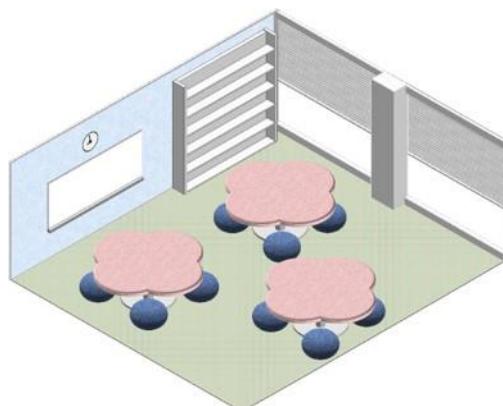
一組の家具セット

3. 内装の意匠

複数の物品（机、いす等）や建築物（壁や床等の装飾）、画像から構成される内装のデザインについても、内装全体として統一感があるときは、内装の意匠として意匠登録を受けることができます。

なお、内装の意匠の部分について、意匠登録を受けることもできます。

内装の意匠の例



幼稚園の教室

4. 関連意匠

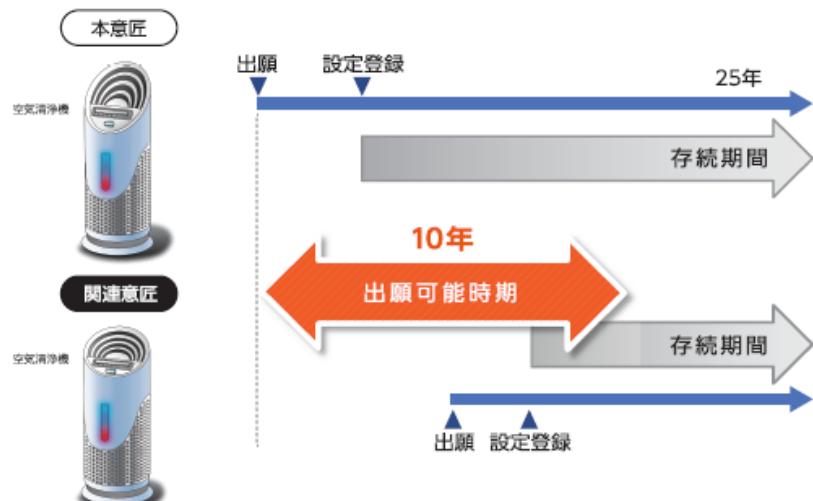
意匠制度は、意匠の創作に対して一定期間の独占権を付与するものであるため、一の創作に対して二以上の重複した権利は認められません（第9条）。しかしながら、企業には、一貫したデザインコンセプトに基づいて、製品等のデザインを長期的に進化させ、製品の付加価値を高めることによって、自社のブランド構築を行う取組が広がっています。

関連意匠制度は、出願人が同じであることを条件として、類似する複数の意匠を、所定の要件を満たした上で関連意匠として出願した場合には、各々の意匠について意匠登録を受けることができる制度です。関連意匠として登録された意匠は、各々独自に権利行使することが可能です。

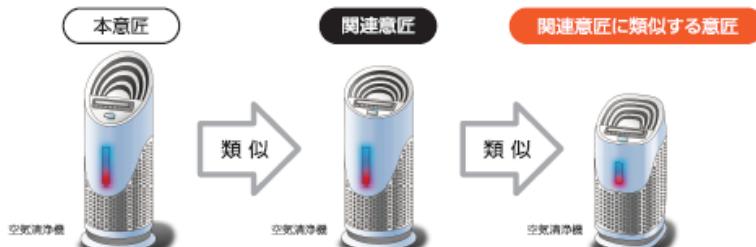
令和2年4月1日から、関連意匠の出願可能期間は、本意匠の出願日から10年が経過する日前までに延長されました。また、関連意匠を新たな本意匠として、関連意匠にのみ類似する意匠も第二、第三と連鎖的に登録を受けることが可能となりました。ただし、そのように連鎖する関連意匠の出願可能期間は、最初の本意匠の出願日から10年が経過する日前までとなります。

関連意匠の例

■関連意匠の出願可能時期が、「本意匠の出願日から10年経過する日前まで」に。
(関連意匠の意匠権の満了日は、「本意匠の出願日から25年経過した日」)



■「関連意匠を本意匠とする関連意匠」についても登録可能に。



5. 秘密意匠

秘密意匠制度は、設定登録の日から最長3年を限度として登録意匠の内容を公表せず秘密にすることができるものです。

通常は出願意匠が登録されると意匠公報によりその意匠が公開されますが、秘密意匠制度を利用すると、意匠の内容を表す図面のほか、意匠に係る物品や意匠分類などの情報は意匠公報に掲載されません。そして、出願人が指定した秘密期間が経過すると、改めて願書や図面などの記載内容を掲載した意匠公報が発行されます。

意匠は一度開示されると一目で内容が分かり、模倣されやすい特徴があるため、秘密意匠制度を利用して一定期間内は他者から自己の意匠を見られない状態にしておくことで、製品開発のスケジュールと新製品発表のタイミングをコントロールするなど、事業活動を有利に運ぶことが可能となります。

なお、意匠を秘密にするための手続は、意匠登録出願時だけでなく、意匠登録の第1年分の登録料の納付時に行うこともできます（秘密請求料：5,100円）。また、秘密請求の期間は、最長3年の範囲で、延長、短縮の請求をすることができます。